

美里町農業委員会委員候補者選考委員会条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 22 日

美里町長 相 澤 清 一

美里町条例第 24 号

美里町農業委員会委員候補者選考委員会条例

(設置)

第 1 条 美里町農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)第 5 条第 2 項の規定により任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、美里町農業委員会委員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、美里町農業委員会委員の候補者(以下「候補者」という。)の選考について調査審議し、答申する。

2 委員会は、前項の調査審議を行うに当たり、推薦又は応募により提出された書類に基づく審査を行うほか、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査を行うものとする。

(組織)

第 3 条 選考委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 農業協同組合理事

(2) 土地改良区理事

(3) 認定農業者

(4) 行政区長

(5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から農業委員会委員の任命について議会の同意を得た日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（秘密の保持）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の排斥）

第 8 条 委員は、自己、配偶者又は 3 親等以内の親族が候補者に応募し、又は推薦されている場合は、選考に加わることができない。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年美里町条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

農業委員会委員候補 者選考委員会	会長	日額	5 , 3 0 0 円	同
	委員	日額	5 , 0 0 0 円	同